

# 説明資料

〔個人住民税〕

令和 4 年 10 月 18 日 (火)

総 務 省

# 1. 個人住民税の所得控除制度等

# 給与所得者の個人住民税額計算のフローチャート

所得税と同一の計算

個人住民税独自の計算

※ 所得計算については、所得税の計算の例によることとされている。

給与所得控除 (注)

～ 162.5万円	55万円
～ 180万円	40%－ 10万円
～ 360万円	30%＋ 8万円
～ 660万円	20%＋ 44万円
～ 850万円	10%＋ 110万円
850万円	195万円

所得控除

基礎控除	最高	43万円
配偶者控除	最高	33万円
扶養控除		33万円
特定扶養控除		45万円
障害者控除		26万円
(特別障害者)		30万円)
社会保険料控除		
生命保険料控除		
医療費控除	など	

(参考) 所得税

最高	48万円
最高	38万円
	38万円
	63万円
	27万円
	(40万円)

給与収入(年間収入)

給与所得の金額の計算

給与所得控除

給与所得の金額

所得控除

課税所得の金額の計算

課税所得の金額  
(課税ベース)

税額の計算

【標準税率】10%(都道府県4%、市町村6%)

※指定都市に住所を有する者は、都道府県2%・市町村8%  
※所得税は累進税率とされている。

※所得税とは控除の種類や控除額に差異がある。

税額控除

調整控除  
寄附金税額控除  
住宅ローン控除  
など

算出税額

納付税額

(注) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

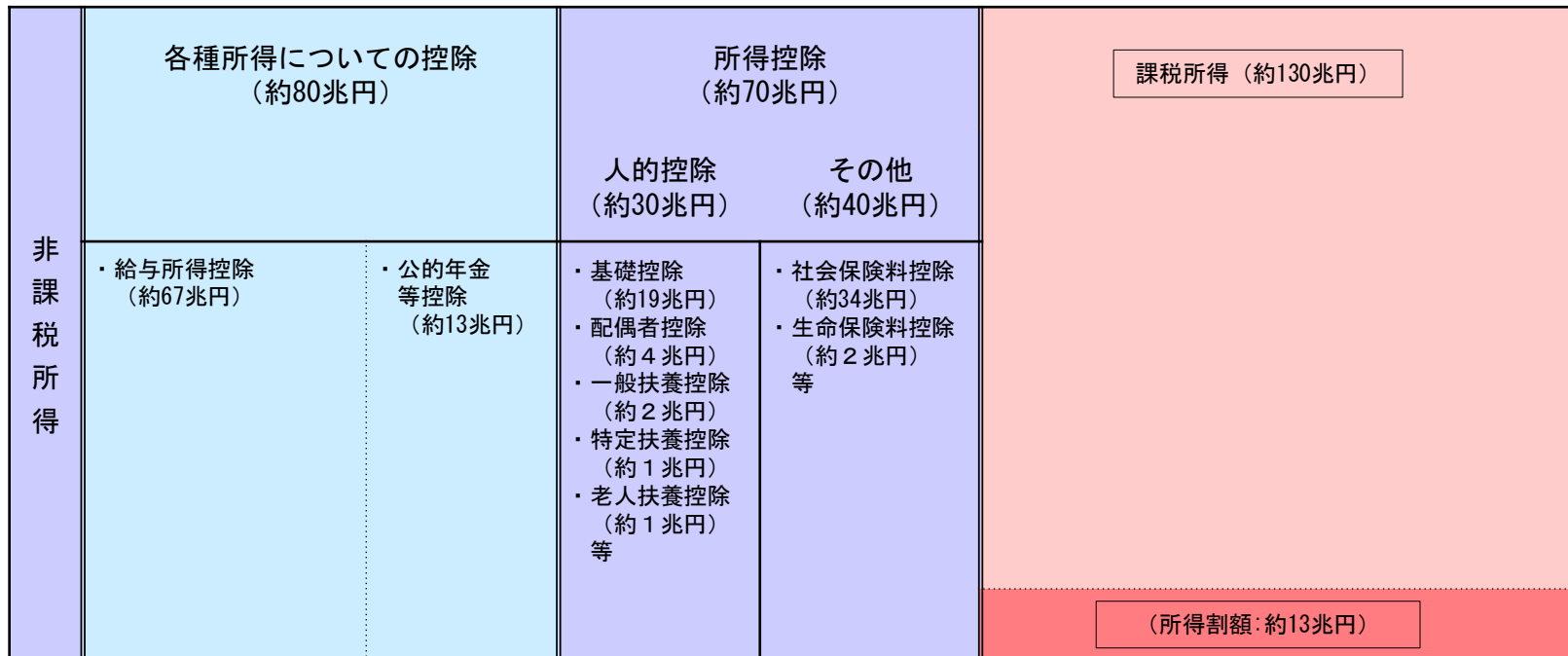
給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

# 個人住民税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)



(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ (上記の所得割額に対し、約0.7兆円の税額控除(調整控除、寄附金税額控除、住宅ローン控除等)が適用。)

## 第二 個別税目の現状と課題

### 一 個人所得課税

#### 14. 個人住民税関係

##### (1) 個人住民税の意義

###### ① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

##### (3) 個人住民税の課題

###### ① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることとなります。

###### ② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

# 所得控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件
				令和3年度	(参考) 所得税(令和2年)	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 48万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下 である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親 族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する 者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を 常況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総 所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

## その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除 ※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除 ※	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除  <small>セルフメディケーション税制 平成29年から令和8年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている納税者が、その納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に控除</small>	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医 療 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれかの低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た ス イ ッ チ O T C} \\ \text{医 薬 品 等 の 購 入 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{1万2千円} \end{array} \right\} = \text{控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$
社会保険料控除 ※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除 ※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額2万8千円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額2万8千円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額2万8千円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ※各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の2分の1の金額を控除（最高限度額2万5千円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

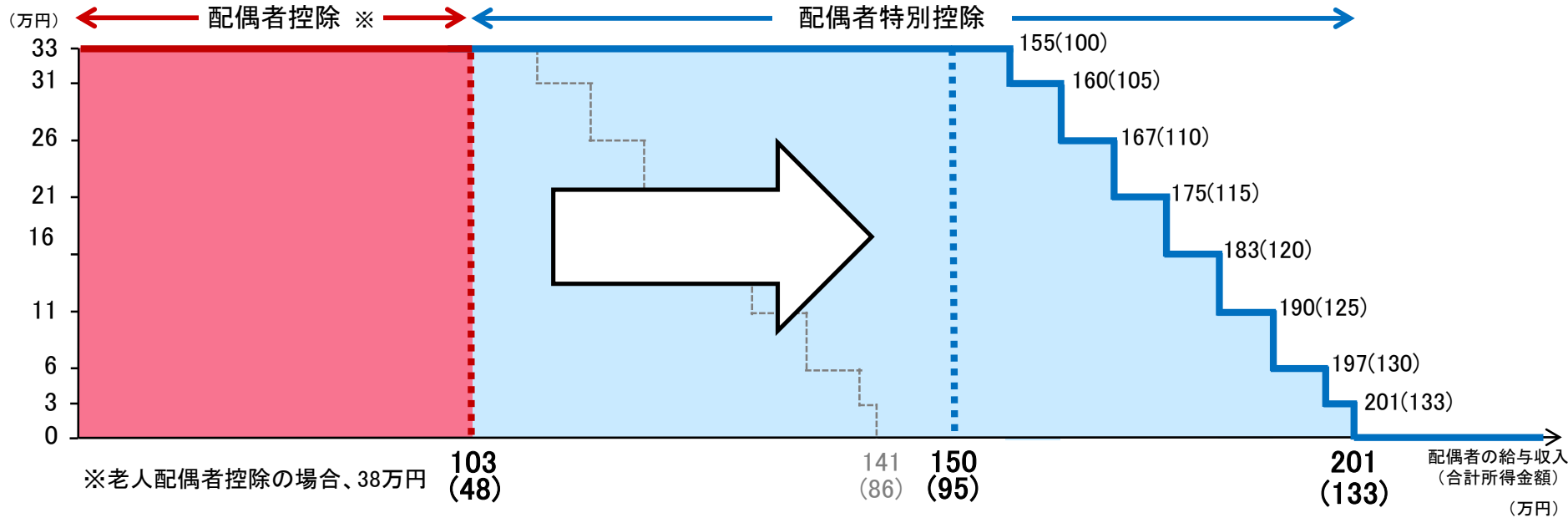
(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

(注2) 寄附金控除は個人住民税においては、税額控除。

# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(個人住民税・平成29年度改正)

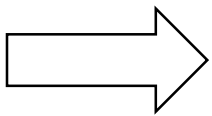
○ 納税者本人の給与収入が1,095万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

納税者本人の  
受ける控除額



納税者本人の  
所得制限

見直し前: なし  
(配偶者特別控除は、給与1,195万円  
(合計所得金額1,000万円)で消失)



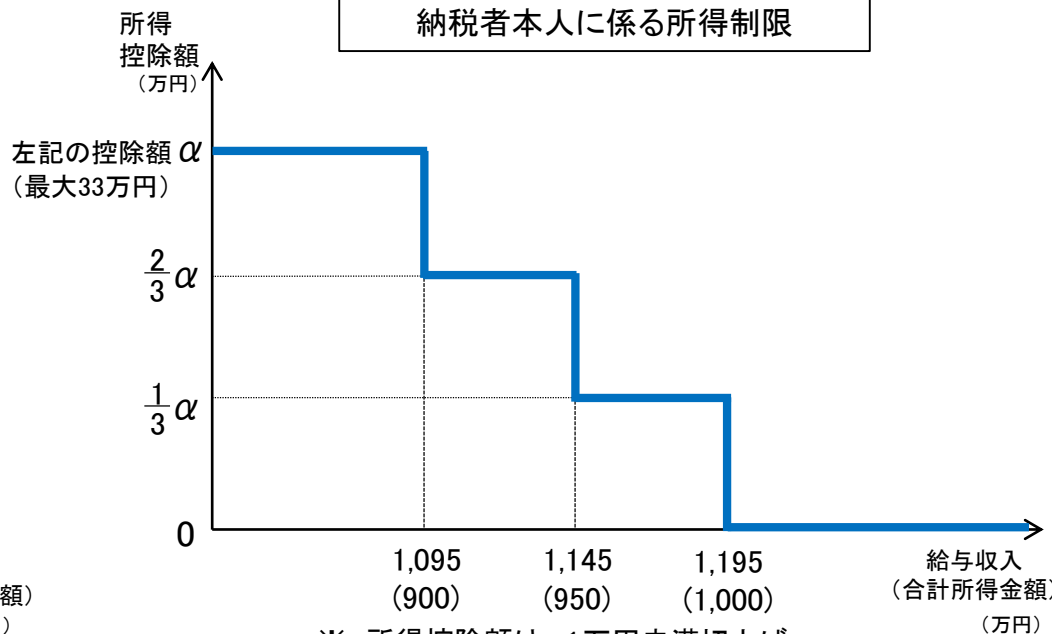
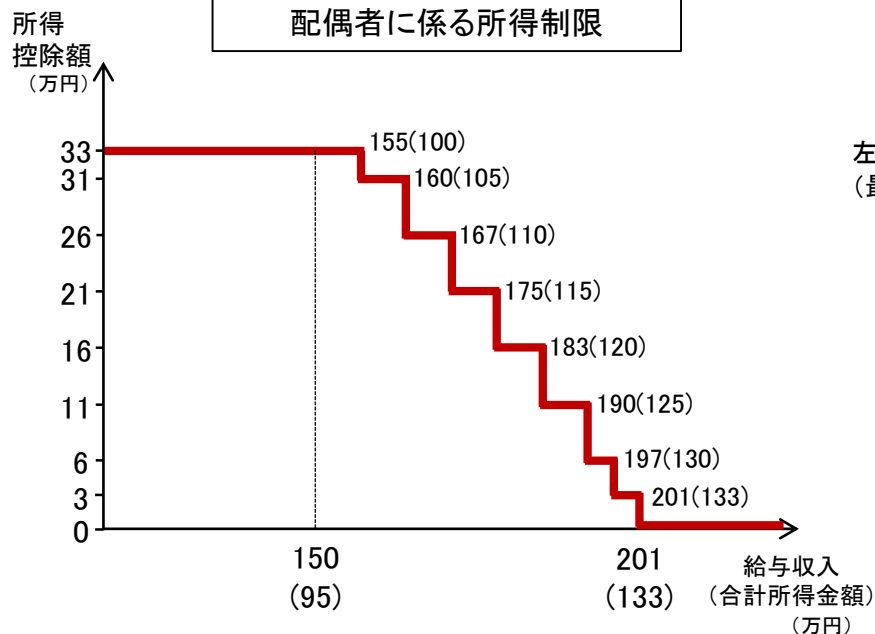
見直し後:  
給与1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、  
給与1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)超1,195万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095~1,145万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145~1,195万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)  
納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。



# 控除額を納税者本人の所得に応じて 逡減・消失させていく仕組み（個人住民税・平成29年度改正）

令和元年度分以後の  
個人住民税について適用



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額)

(単位:万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~48)	~150 (~95)	~155 (~100)	~160 (~105)	~167 (~110)	~175 (~115)	~183 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)
~1,095 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,145 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,195 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

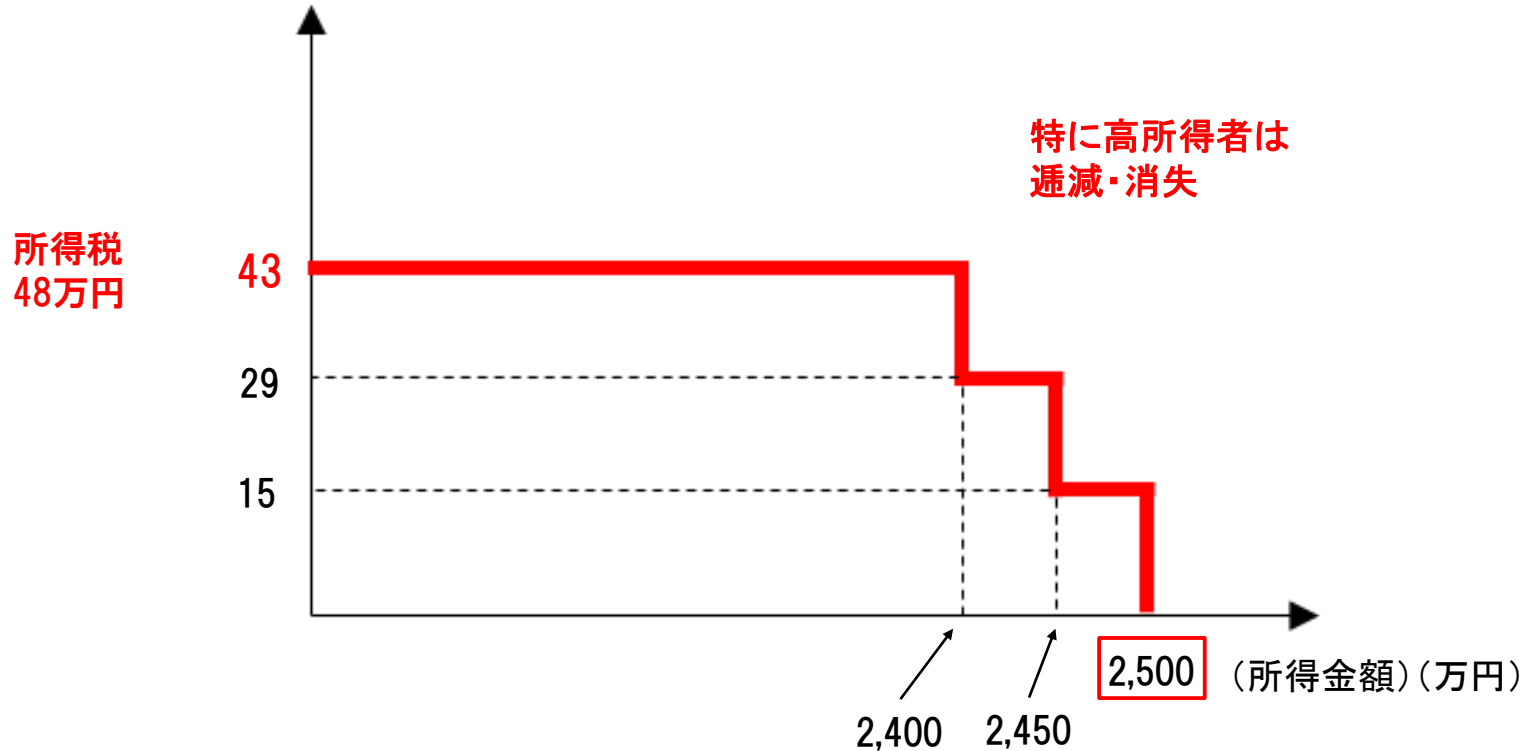
※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,095万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,095~1,145万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,145~1,195万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,195万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(注)納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

納税者本人の  
給与収入  
(合計所得金額)

## 基礎控除の見直し(平成30年度改正)

- 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、特に高額の所得がある者に限って控除を逡減・消失させる。



## 第二 令和時代の税制のあり方

### 2 働き方やライフコースの多様化等への対応

#### (1) 個人所得課税における諸控除の見直し

我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいものに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。

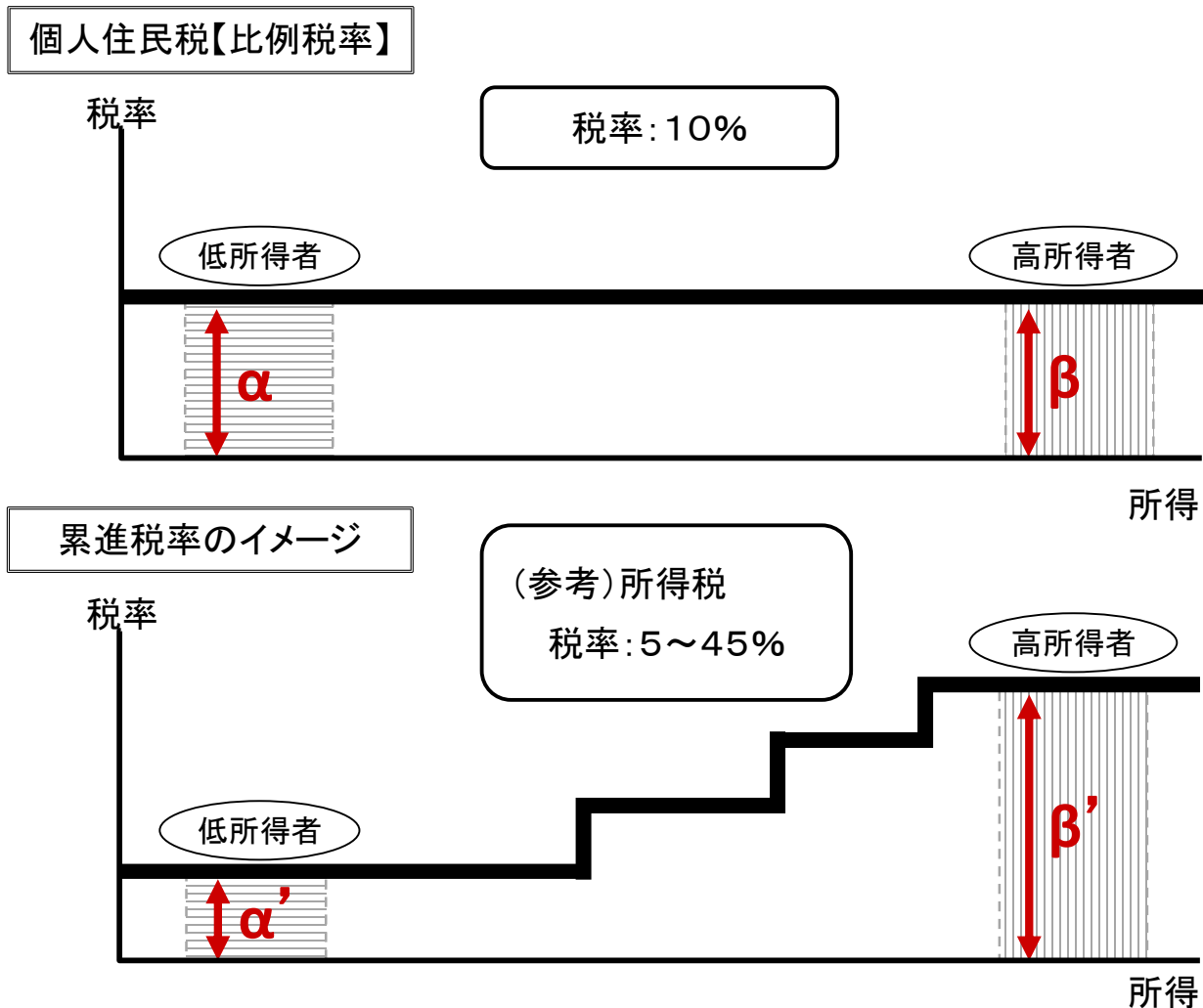
近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

今後、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。

また、個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

# 個人住民税における所得控除の効果（イメージ）

- 個人住民税は10%比例税率であるため、累進税率を採用する所得税とは異なり、所得の大きさに関わらず所得控除が税額に与える影響は一定。
- また、負担調整効果の観点から見れば、所得控除及び税額控除については、いずれも同じ効果となる。



## 2. 個人住民税の非課税限度額

## 個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

### <非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≦	基本額 35万円	×世帯人員数	+	10万円	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≦	35万円	×世帯人員数	+	10万円	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

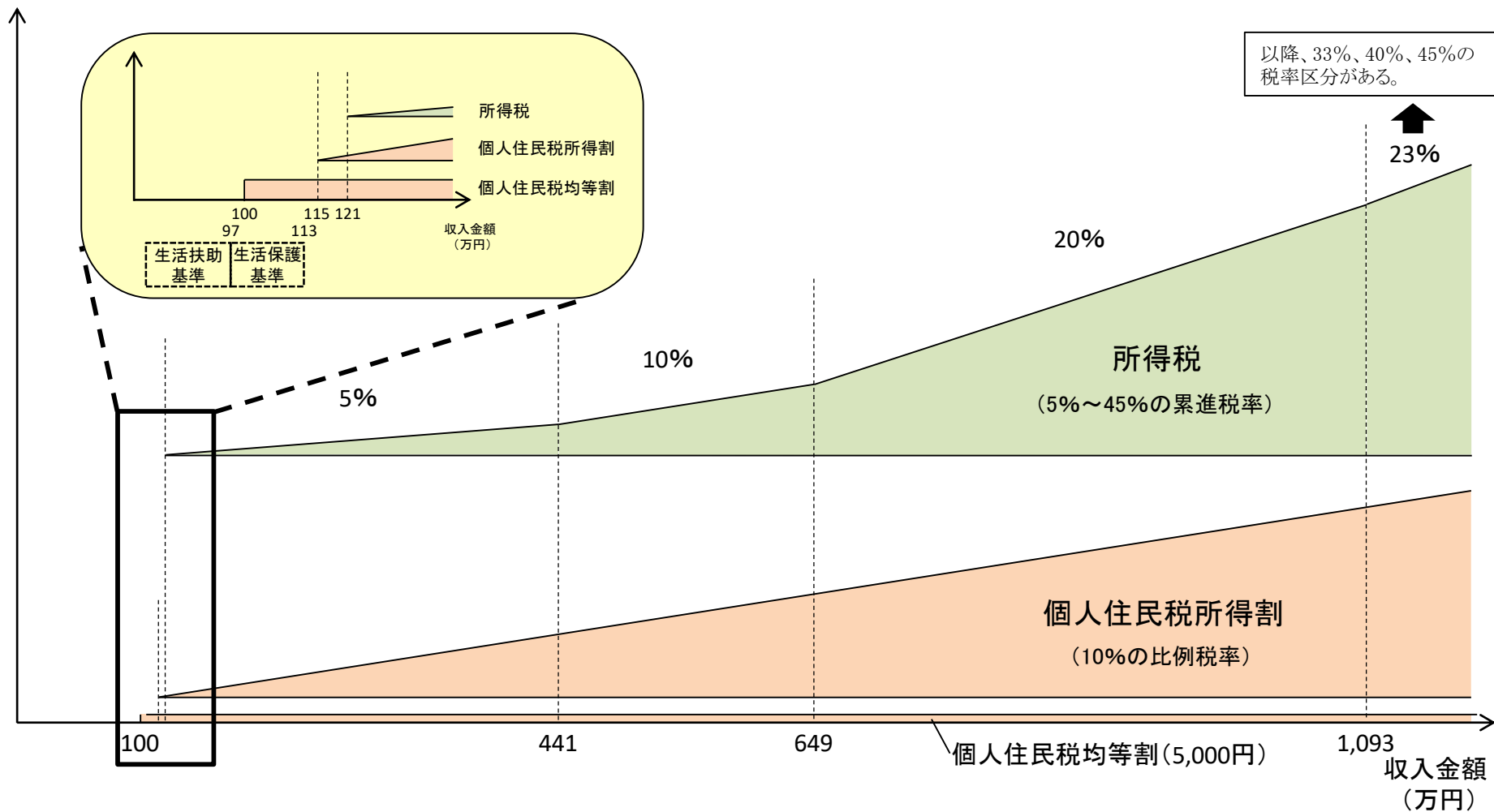
(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

# 収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)

税負担



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) この他、復興特別所得税がある。

# 所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(各府省に対する調査結果)

未定稿

社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

(令和2年8月時点)

関連制度 (予)=予算事業	基準
児童手当(受給資格に係る所得制限)	①⑥
母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限)	①⑥
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	①
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	①
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	①⑥
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	①②⑥
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	①④⑥⑦
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	①③⑥⑧
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	①
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	①④⑥
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	①
私立大学等経常費補助(自己負担額)	①
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)	①
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)	①
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	①②③
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	①②③
恩給(支給額)	③
国会議員互助年金(支給額)	③
すまい給付金(給付額)(予)	④
子ども・子育て支援制度(保育料)	④⑤
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	④⑥
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	④
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	④
高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限)	④⑤

関連制度 (予)=予算事業	基準
高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予)	④⑤
私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予)	④
高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予)	⑤
専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予)	⑤
児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	⑤⑥⑦
未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	⑤⑥⑦
養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	⑤⑥⑦
養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	⑤
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	⑥
独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	⑤⑥⑦
拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	⑥
日本放送協会放送受信料(免除要件)	⑥
生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限)	⑥
特許料金等の減免措置(減免の要件)	⑥⑦
原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予)	⑦
就職促進手当(受給資格に係る所得制限)	⑦
中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限)	⑦
老齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限)	⑧
若年定年退職者給付金(給付額)	⑧
義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限)	⑧
給付型奨学金(受給資格に係る所得制限)	⑧
貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	⑧

- ① 総所得金額等・合計所得金額    ② 基礎控除後の総所得金額等    ③ 課税総所得金額等    ④ 個人住民税所得割額  
 ⑤ 個人住民税所得割非課税    ⑥ 個人住民税均等割非課税    ⑦ 所得税額    ⑧ その他



平成27年11月  
政府税制調査会

## 第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

### Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

#### 4. 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税のあり方

個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する観点から控除のあり方を全体として検討するにあたっては、所得税における控除のあり方と併せて、個人住民税における控除のあり方も検討課題となる。その際には、個人住民税が比例税率であることから各種方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに加え、上に述べたような個人住民税の果たすべき役割を踏まえた検討を行う必要がある。また、検討にあたっては、マクロでの財源確保と併せて、個人住民税の税収の地域間の格差を拡大しないようにするという視点も重要である。

個人住民税は、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を有しており、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。

さらに、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額等などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である。